

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点＝10円です

1. 調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項	
調剤管理料 (4/28/50/60点)	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さんまたはその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。
服薬管理指導料 (45/59点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面または情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。 お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します
かかりつけ薬剤師指導料 (76点)	患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的・継続的に把握した上で、服薬指導を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291点)	医療機関で「知己包括診療加算」もしくは「認知症地域包括診療加算」または「地域包括診療料」もしくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんで同意を得た場合、薬剤調製料の「時間外等加算」「夜間・休日等加算」「在宅患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤管理指導料」「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」「在宅患者緊急時協働指導料」「退院時共同指導料」「経管投薬支援料」「使用薬剤料」「特定保険医療材料料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。
2. 地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 (10/32/40点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして理法厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
3. 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
Ⅰ：単一建物診療患者が1人の場合 650点/回 Ⅱ：単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 320点/回 Ⅲ：Ⅰ及びⅡ以外の場合 290点/回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
在宅患者オンライン薬剤管理指導料 (59点)	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く）を行った場合に算定します。
4. 後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 (21/28/30点)	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
5. 連携強化加算に関する事項	
連携強化加算 (5点)	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
6. 医療DX推進体制整備に関する事項	
医療DX推進体制整備 (10/8/6点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月1回に限り所定の点数を加算します。
7. 医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算 (1点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとした保険薬局において調剤した場合、12月に1回に限り所定の点数を加算します。
8. 在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 (15/50点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健薬局において在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料もしくは在宅患者緊急時等共同指導料または介護保険における居宅療養管理指導費もしくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。